

青森県報

第九百一十一号

令和七年
五月九日
(金曜日)

目 次

公 告

- パーソナルコンピュータ賃貸借契約（令和七年度）に係る
一般競争入札……………（行政経営課）…一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………（同）…三
- 右 同……………（同）…三
- 国土調査の成果の認証……………（農村整備課）…四
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………（警察本部
会計課）…四
- 公安委員会
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の
一部を改正する規則……………（厚生課）…五
- 公営企業
- 青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………（総務院
事務局）…七

公 告

パーソナルコンピュータ賃貸借契約（令和七年度）に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年五月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

パーソナルコンピュータ 一式

二 賃貸借期間

令和七年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和七年二月十日青森県告示第六十号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができない。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和七年六月六日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

2 入札書の提出期限

令和七年六月十九日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階二三六会議室

令和七年六月二十日 午後三時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五か月分に相当する金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって令和七年度の契約金額とする。ただし、令和八年度から令和十一年度までの各年度の契約金額は、落札金額に十二を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、令和十二年度の契約金額は落札金額に七を乗じた額を五で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受について電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Personal Computer 1 set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid

explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. June 19, 2025

3 Contact point for the notice:

Administrative Management Division

Department of General Affairs

Aomori Prefectural Government

2-4-30 Shimamachi

Aomori City, Aomori 030-0801

JAPAN

TEL 017-734-9160

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

四千八百九十七万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

ネットワーク管理業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部行政経営課

青森市新町二丁目四の三〇

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三

六 契約金額

五千二十九万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

国土調査の成果の認証

八戸市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年五月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

八戸市大字松館の一部地区

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 物品等の名称及び数量

運転免許証作成機用消耗品 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社DNPアイディシステム

東京都新宿区市谷加賀町一丁目一の一

六 契約金額

一式当たり 二百三十三万七千五百四十四円

内訳

品 名	数量	単位	金 額
IC用カード基体（一般用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体（優良用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
IC用カード基体（新規用）	一	箱	五十一万八千七百六十円
高速型リボンセット	一	箱	十五万四千円
新経歴書用カード基体	一	箱	十六万五千六百六十円
裏面追加備考紙	一	箱	四千二百九十円
本籍印字ロール紙	一	箱	一万九千二百五十円
撮影機ランプ	一	個	二千三百十円
吸着パット	一	個	千八百七十円
吸気メインフィルター	一	個	九千九百円
吸気サブフィルター	一	個	六千五十円
排出用ウレタンローラー	一	個	千五百四十円
排出用ウレタンワッシャ	一	個	二百六十四円
ヒートロール	一	個	二万五千三百円

公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月九日

青森県公安委員会委員長

横町俊明

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

DU付ブラケットH	一	個	七千九百二十円
センサーホルダー	一	個	五千五百円
ハロゲンランプ	一	個	一万千五百五十円
ロールロアヒートロール	一	個	一万九千八百円
タイミンングベルト200HS1入口	一	個	四千百八十円
タイミンングベルト132HS2入口	一	個	三千八百五十円
ゴムロール・HR	一	個	三千三百円
ロールEXIT(上)	一	個	一万二千五百四十円
ロールEXIT(下)	一	個	一万二千五百四十円
ロールロアピンチローラー	一	個	二万三千六百五十円
ヘッド組立	一	個	十四万三千円
ヘッド組立K	一	個	十四万三千円

青森県公安委員会規則第九号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別記様式第9号（第5条関係）

[illegible]

別記様式第4号（第3条関係）

障害給付一時金請求書

青森県警察本部 課長 殿 次のとおり障害給付一時金を請求します。 氏名	請求年月日 住所 氏名
1 協力関係者 住 所 氏 名	
2 災難発生時刻の年月日 年 月 日	3 治療年月日 年 月 日
4 障害等級 第 級	
5 障害の部位及びその程度	
6 既存障害とその程度	
7 障害給付一時金請求金額 （請求基礎額）	
円 ×	（倍 数） ＝ 円
8 給付する基幹その他の資料名	

別紙様式第5号（第5条関係）

遺 贈 給 付 一 時 金 請 求 書									
		遺贈年月日		年		月		日	
青森県警警察本部長 殿		(請求者) 氏名 氏名 氏名							
貴の上述より遺贈給付一時金を請求します。 又、その理由又は関係									
1 協力依頼者		協力依頼者との関係又は関係							
佐 賀 県		(年 月 日 生)							
2 負傷又は疾病の発生日		年		月		日		3 死亡年月日	
		年		月		日		年	
4 遺贈された財産の概要		受贈者の氏名		受贈年月日		協力依頼者との関係又は関係		(給 付 額) (金額)	
4 遺贈された財産の概要 遺贈された財産の概要 遺贈された財産の概要 遺贈された財産の概要								(受贈された財産の概要) (金額)	
								$\begin{matrix} \times & \times & - \\ \hline \end{matrix}$	
								(金額)	
								(金額)	
遺贈された財産の概要		受贈者の氏名		受贈年月日		協力依頼者との関係又は関係		(給 付 額) (金額)	
								$\begin{matrix} \times & \times & - \\ \hline \end{matrix}$	
								(金額)	
								(金額)	
遺贈された財産の概要		受贈者の氏名		受贈年月日		協力依頼者との関係又は関係		(給 付 額) (金額)	
								$\begin{matrix} \times & \times & - \\ \hline \end{matrix}$	
								(金額)	
								(金額)	

5	個人完全所有権者	行方	支取	個人完全所有権者の名義 (個人完全所有権の登記は本人 以外でなく)
6	銀行 預込み 預込み 当座預金 定期預金	行方	支取	(フリガナ) 氏 名
その他				
受取種別	決定済	決定済	決定済	決定済金額
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	記 付 金 種 別			
内 容	給 付	給 付	給 付	給 付
	給 付	給 付	給 付	給 付
	給 付	給 付	給 付	給 付
	給 付	給 付	給 付	給 付
	給 付	給 付	給 付	給 付
給付総額については、上記の合計と相違ないことを証明します。				
	年 月 日			
青森県警察本部長				

注 1 贈与者は、第5項の本人に限り記入しない。

2 5 贈与者の居住及びその所有権の帰属の登記を本人住所及び本人住所の登記簿に記入すること、及び、当該贈与の事実の届出をすること、を記入する。

3 「6 贈与者その他の所有権の帰属」の欄には、登記に属する所有権の取得を記載し、合に記入するものとし、所有権者として贈与者について登記された場合は、その旨を贈与者欄の備考に記入する。

4 この贈与書には、贈与者の決定及び贈與総額の決定に必要な贈与者のその他の所有権の届出を併せて提出する。

5 贈与の大きさは、日本国通貨単位4単位とする。

第1種様式第4号（第5条関係）

贈 与 給 付 一 時 金 請 求 書

	請求年月日	年	月	日
青森県警察本部 贈	(請求者)			
次のとおり贈与金給付一時金を請求します。	住所 氏名			
1 贈与権者				
住 所				
氏 名	(年 月 日生)			
2 典拠又は契約の年月日	年	月	日	
3 給付年月日	年	月	日	
4 贈与等級	第 級			
5 贈与の部位及びその程度				
6 受取贈与者との程度				
7 贈与給付一時金請求金額 (記付金額) (銭 数) 円 × = 円				
8 給付する書類その他の資料名				

改正前

注1 請求者は、捺印の欄には記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

注1 請求者は、捺印の欄には記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

[illegible]

注 1 請求者は、捺印の欄には記入しないこと。該当する口に「印」を記入すること。

2 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。

3 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

		报达先金融集团名		10. 4 400,000.00 400,000.00 0.00
--	--	----------	--	----------------------------------

注 1 請求者は、印印の欄には記入しないこと。該当する口に「印」を記入すること。

2 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。

3 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(經過措置)

2 この規則による改正前の様式（次項において旧様式という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができ
る。

[illegible]

公
營
企
業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年五月九日

青森県病院事業管理者 大山力

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四運営部長の項の第七号へ及び運営部の課長（つくしが丘病院運営室に係るものを除く。）の項の第二号へ中「五十万円」を「二百万円」に改める。

附
則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県号	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付二十一円七十銭